

平成26年度第1回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会 議事録【確定版】

日時：平成26年6月25日（水） 午後7時～午後8時25分

場所：市民交流センター第一会議室

出席者：（敬称略・順不同）

（座長）東 弘之、（副座長）飯田 隆司、小林 壽志、松井 弘喜、上田 芳雄、
稲葉 昌代、岩本 賢三、石渡 眞澄、海老原 修、石黒 貫爾、平井 規之、
坂部 鉄也

事務局出席者：高野市民協働部次長（文化スポーツ課長事務取扱）、
文化スポーツ課 河合専任主査、鬼原主事

欠席者：柳原 正廣、野口 裕之、瀬田 敦子

会議の公開・非公開：公開

傍聴人の有無：0人

記録：鬼原 平成26年6月26日作成

議題

1. 逗子市スポーツ推進計画の見直しについて
2. 逗子市立体育館条例の改正について
3. 逗子市都市公園条例の改正について
4. その他
 - ・チャレンジデー2014
 - ・逗子市スポーツの祭典

配付資料

- 資料1 スポーツ推進計画改定案
- 資料2 平成26年度逗子市スポーツ推進計画中間見直しのポイント
- 資料3 逗子市立体育館条例の一部改正案
- 資料4 逗子市都市公園条例の一部改正案内容

開会

事務局（文化スポーツ課長） ただいまから「平成26年度第1回スポーツを楽しむまち逗子推進懇話会」を開催する。

本日から新しいメンバーとして、ズシップ連合会から上田様が参加されるので一言ご挨拶をお願いします。

（上田氏 自己紹介）

この四月の機構改革により、この会議は文化スポーツ課が所管することとなったので、よろしくをお願いします。

（事務局 職員紹介）

それではこれから先の議事進行は、要綱第3条第2項の規定により座長に進行をお願いします。

議題 1. 逗子市スポーツ推進計画の見直しについて

座長 議題 1 の「逗子市スポーツ推進計画の見直し」について事務局から説明をお願いします。

事務局（主事） （資料 2 の説明）

事務局（専任主査） 資料 1、逗子市スポーツ推進計画の見直しに関する事務局案である。

逗子市スポーツ推進計画は平成 24 年度に策定され 10 年計画となっており、3 年目の今年度見直しを行うこととなっている。今回の見直しでは、3 つの重点事業「逗子市スポーツの祭典の開催」「小・中学校を拠点とした地域スポーツの活動の推進」「うみかぜクラブの活動の充実」について、より実効性を高めるために行いたいと考えている。

(1)「逗子市スポーツの祭典」は総合計画実施計画で「リーディング事業」に充てられている。現行計画との変更点としては「東京オリンピック」に関する項目の追加である。

(2)「スポーツと健康づくりに関する情報の提供」については新規の項目として挙げているものである。現行計画の(2)にある「指導者のデータベース化」に関することをここに集約している。

(3)「小・中学校を拠点とした子どもの健康・体力づくり」は、現行計画の(2)から「予約システムの構築」子どもの体力作りに関する保護者学習会」を省き、高齢者及び障がい者にかかる項目を次の(4)「うみかぜクラブの活動内容の充実」に含めている。(4)には、新たに、うみかぜクラブの経営の自立化等について言及している。

座長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

上田氏 今回、総合計画が 6 節がから 5 節になるなど、コンパクト化されているように見えるが、そもそもこのように変えられた理由は何か。

事務局（文化スポーツ課長） 総合計画については、企画部で決定しているので、具体的な変更の理由について承知していない。

上田氏 次期総合計画では、スポーツに関することは 2 節に入るということか。

事務局（文化スポーツ課長） 一番上位の計画が総合計画、次に基幹計画、その下に個別計画がある。スポーツ推進計画の上位にある基幹計画は、現在は「生涯学習プラン」だが、それが「共育プラン」に変わるということである。

今まで、総合計画と基幹計画・個別計画が個別に作られていたので計画に一貫性がなかったのが実状である。今後はこれらに一貫性をもたせた構造にするのが今回の主な見直しである。スポーツ推進計画についても、この一貫性をもたせるという作業の中で、現行の計画にそぐわなくなったもの等の若干の見直しを行うというものである。

松井氏 スポーツ課の業務が新しく文化スポーツ課に引き継がれたということだが、市としては、スポーツに関して、今までとは違うような考えをもっているか。

事務局（文化スポーツ課長） 特に変更はない。スポーツ推進計画のように、既に皆さんに

作っていただいた計画があり、それに沿って施策を行っていくという事は変わらない。ただ、次期総合計画との整合性をとることについては、全庁的に指示の下で動いている。整合性をもたせつつ、必要な部分について若干の手直しを行うものである。

先日、逗子市スポーツ推進審議会を行ったが、そこでは今回示した事務局案に対して「東京オリンピックだけでなくパラリンピックもいれてはどうか」等の意見をいただいている。

見直しの主な点は、現計画の重点事業3つを4つに組みなおしたことである。特に「逗子市スポーツの祭典」については総合計画実施計画では「リーディング事業」として位置づけられている。そのほかの(2)、(3)、(4)についても、所管課で進行管理を行っていくことになる。

石渡氏 資料が分かりづらい。今回のような資料は事前に送っていただきたい。また説明していただいたことを一覧にして移動理由も付記して分かりやすくして説明をしてもらわないと困る。次回からは資料は事前に送っていただきたい。

事務局（文化スポーツ課長） 申し訳ない。次回からできるだけ対応させていただく。

石渡氏 もう一度事務局から、現行案と事務局案の変更点について2つの資料（逗子市スポーツ推進計画と今会議配布の資料1）を対比させながら説明いただきたい。

事務局（専任主査） (1)の逗子市スポーツの祭典については、東京オリンピック・パラリンピックの項目を加えたことが変更点である。

(2)の情報の提供は、新しく加えたものである。現計画の(2)の①にある指導者のデータベース化の部分を、事務局案では(2)の①に移動している。また現計画の(2)の④を削除し、⑥を事務局案の(4)の③に、⑦を事務局案の(1)の④と(2)の②に充てている。⑧は事務局案の(2)の③に充てている。

(3)の小中学校を拠点とした子どもの健康・体力づくりについては、現計画(2)にあたるものから、必ずしも小中学校を拠点としなくてもよいものについて省いた形となっている。現計画の(2)の②③⑤について残している。

(4)のうみかぜクラブの活動内容の充実については、将来的な施設料の免除の廃止を見越して、受講料の徴収など経営の自立化に向けた検討を新規で加えている。現計画(3)の①③を、事務局案(4)の④に集約し、現計画の(3)の②については、事務局案の(4)の③に残している。また、現計画(3)の④については、事務局案の(4)の②の取り組みの中で実施していく。現計画(3)の⑥については、事務局案の(2)の③に充てている。現計画(3)の⑤と⑦については廃止を考えている。

事務局（文化スポーツ課長） 次回からは資料を事前に送付するよう努力する。今すぐにご意見をいただくのは難しいかもしれないので、持ち帰っていただき、後日事務局に意見をいただいても構わない。

上田氏 私はズシッパ連合会から来ているが、うみかぜクラブに「高齢者や障がい者むけの健康・体力づくり教室の実施」が移行した理由を教えてください。

事務局（専任主査） 現計画の（２）を全体的に見直して、それぞれ事務局案の（２）（４）に振り分けた形になっている。

松井氏 事務局案の（４）に「うみかぜクラブ」と書いてしまうから問題であって、「地域のスポーツの活性化」とすればよいのではないか。うみかぜクラブが地域のスポーツの代表的なものとして取り上げられているが、ズシッパ連合会でも高齢者向けの活動は行っている。

事務局（文化スポーツ課長） 指導者のデータベース化や障がい者、高齢者の項目については、必ずしも小・中学校を拠点としなくてもよいと考え、今回事務局案では（２）（４）に振り分けた形にしている。

松井氏 障がい者のスポーツ推進について、スポーツ推進委員に任せるという発想があったと思う。もし任せるのであれば任せてほしいが、その場合は市がきちんと段取りを組んでほしい。任せられれば、スポーツ推進委員としては実施できると思う。

海老原氏 事業について、リーディング事業とそれ以外とに重みづけをし直したということではよいのか。事業の重複を無くし、どこに重点を置くかを明確にするということか。

今、東京オリンピックで国立競技場の立て替えなどが話題になっているが、もし市立体育館を建て替えるという話になれば、共育だけでなく都市計画にも関係してくる。全体を横断するような計画についてはどう考えているのか。鎌倉市では体育館施設を建て替えるという話になっているようだが、立替ともなると、教育の分野だけでなく都市計画にもまたがる話になる。今ある社会資本をどうするのか、組織をどうするのか、という話になる。

座長 スポーツ推進計画についての意見をいう機会は今後もまだあるのか。

事務局（文化スポーツ課長） 第二回懇話会は秋に行う予定であるので、ご意見があれば、その時まで個別にお寄せいただければそれをまとめたものを、第二回懇話会の前に資料としてお送りする。

海老原氏 現行計画と事務局の見直し案がどのように変わったのか、系統図があれば分かりやすいが。

石渡氏 総合計画審議会を出されている物（海老原先生にサンプルとして見てもらう）を参考にして下さい。

事務局（文化スポーツ課長） 了解した。どこがどのように変わったか分かるような資料を作成させていただく。

議題２．逗子市立体育館条例の改正について

座長 議題２の「逗子市立体育館条例の改正」について、事務局から説明をお願いする。

事務局（文化スポーツ課長）

資料3、逗子市立体育館条例の一部改正についてご説明する。

変更点について、まず使用単位と利用料金についてである。

使用単位は3時間枠を2時間枠に変更するもので、今年度から指定管理者となっている逗子市体育協会から提案があったもので、利用枠の増により利用者の利用機会を増やすというのが目的である。なお、利用料金については、時間単価は現行と同じである。

また、市内料金・市外料金に分け、市外料金について市内の2倍にするものである。これは、市外利用者がかなり多く、市民から、料金の差をつけてほしいという意見があったことなどを反映している。また「市内」の定義について、逗子市内在住・在勤・在学者としている。基本料金の設定についても新しい時間枠（2時間枠）に合わせて設定している。小中学生については、端数が出ない範囲で2時間1000円で設定している。

次に、減免についての変更である。現行で「逗子市体育協会が体育目的で使用する場合は免除」「市内団体が体育目的で使用する場合は5割減免」となっているものを廃止するものである。減免については、平成24、25年度に行われた行財政改革推進本部の下部機関である施設使用料等検討部会にて、今後の施設利用に関しては受益者負担の適正化や公平性という方向性が示され、減免制度については一定のものを除き平成27年度から廃止としている。但し、逗子市体育協会及びその下部組織であるうみかぜクラブが利用する部分については、逗子市体育協会が指定管理者期間である5年間は、激変緩和措置として免除を継続する予定である。

また、市民団体の登録条件について厳しくという声もあったため、現在10名以上で市民が過半数としているが、市民の比率をから7～8割程度にすることで検討している。更新についても、現在の3年ごとから1年ごとに変更することを検討している。

座長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いします。

平井氏 時間枠について、枠数を増やしたいということだろうが、種目によっては準備や片付け等で実際の利用が1時間半くらいになるので、2時間では短いのではないかと。今まで、市内の団体については3時間利用で3,000円、それが5割減免で1,500円という負担であったが、今後は2時間で2,000円となり、2時間では足りなくて2枠予約すれば減免なしで4,000円となる。枠数を増やしても、1団体当たりが取る枠数が増えてしまえば、利用機会が増えるということはないのではないかと。

石渡氏 私の団体では格技室を使っているが、格技室での準備は要らないので、2時間あれば練習ができる。そういうグループにとっては、2時間枠はリーズナブルだ。ただメインアリーナについては、準備片付けで30分は取られるし、試合等行ってしまうと、コートに入れるのは4名とか数名で後は周りで待たされ、全員がやるには残った1時間半では足りなくなるのではないかと。メインアリーナ、サブアリーナを従来の3時間枠にし、格技室は2時間枠、というような2通りの分け方ができないか検討できないか。

稲葉氏 私はメインアリーナを利用しているが、2時間枠ではとても足りない。現在の稼働状況の資料を示してもらい、それを基に検討をしたい。おそらく空いている時間帯もあると思

う。体験学習施設の体育施設等も含めて稼働状況を明らかにしてもらったうえで、検討したい。

事務局（文化スポーツ課長） 時間枠については逗子市体育協会からの提案をもとにしているが、ある程度の根拠をもって提案をしてきたものだとは思っている。いずれにしても、確認をしたい。

稲葉氏 利用料金だけでなく、空調の料金なども値上げになるのではないか。そうするとかなりの負担増になるので、無料の学校開放などを利用せざるを得なくなる。そういう団体が増えると思う。

松井氏 空いている時間枠を安くするなどにはできないのか。全ての時間の料金を一律にしないというのはどうか。

事務局（文化スポーツ課長） 設備の料金については現行のままにする予定である。

市立体育館の利用料金については、先ほど話した施設使用料等検討部会においても、現在の利用料金はかなり低廉な金額に設定されていると指摘されている。体育館の建設費用や維持管理費から一定の負担率をかけて割り出すと、実際は現行の3倍くらいの金額になる。少しずつでも受益者負担の適正化を図っていこうというのが市の考えである。

石渡氏 市内、市外の区分けは団体に関して、ということでしょうか。

事務局（文化スポーツ課長） そのとおりである。

上田氏 稼働率を上げることが重要だと思う。料金を変えることで稼働率にどう影響するのか、今の段階では分からない。今の改正案は収益中心のように見える。市民にスポーツを楽しんでもらいたいという意思が見えない。

小林氏 学校開放に利用希望が集中しそうだが。

事務局（文化スポーツ課長） 行財政改革の考え方にに基づき「無料のところは有料に、減免のところは廃止に」という方向性で全市的に一斉に動いている。学校開放についても平成27年度から有料化になる。市民交流センターや駐車場、公民館も一斉に有料化が進んでいる。これも全て受益者負担の適正化の考え方である。但し、障がい者の方に対しては手厚くなっている。例えば駐車場の場合、3時間までは無料となっている。

岩本氏 逗子・葉山・横須賀の中学校では逗子アリーナを利用してスポーツ大会をしているが、例えば逗子の生徒が多い団体は、市民が多いから市内料金、横須賀の生徒が多い団体は市外料金ということになるのか。

事務局（文化スポーツ課長） 減免制度の改正では、行政機関が使う場合も料金を支払うことになっており、市内学校が利用する場合は、学校教育課の方で利用料金を予算化しているはずである。

稲葉氏 登録をしていない団体は使えないのか。

事務局（専任主査） 団体は利用登録が必要である。

事務局（文化スポーツ課長） 条例改正の今後のスケジュールであるが、7月19日午前10時から本庁舎5階会議室にて市民説明会を行う予定。またその後パブリックコメントを行う。

第四回議会（11月）に条例改正案を提出する。

石渡氏 本日の会議での意見は反映されるのか。

事務局（文化スポーツ課長） 皆さんの意見も、市民説明会やパブリックコメントでの意見も統合して、条例案を作成する。時間枠については検討の余地があると思うが、減免廃止については全市的に動いているので、たとえ反対が多かったとしても、ここだけ止めるのは難しいと思う。

副座長 時間枠について反対意見が多くなりそうなので、検討してほしい。

事務局（文化スポーツ課長） 実際に市立体育館を運営している逗子市体育協会の意見であったため、市は導入の方向で受け止めたが、今後の意見を聞いて検討することになる。本日の会議、パブリックコメント、市民説明会、それぞれでの市民の意見を踏まえて、最終的に条例案をまとめていく。

海老原氏 学校「開放」という表現がよくないと思う。学校「開放」というのは、教育委員会のなかでの表現の仕方であって、児童生徒も市民も並列で使用するという見地からは学校「共用」とするのが正しいと思う。

議題3. 逗子市都市公園条例の改正について

座長 議題3の「逗子市都市公園条例の改正」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（文化スポーツ課長） 資料4、逗子市都市公園条例の一部改正についてご説明する。

第一運動公園と池子の森自然公園の運動施設にかかる改正である。

変更点として、まず、池子の森自然公園と池子の森緑地の設定がある。池子の森自然公園の開園時間、休園日の設定等がされる。施設については、400メートルトラック、野球場大小、テニスコートがある。駐車場については、12月29日～1月3日まで休業としているが、年中無休という案でも検討している。

池子の森自然公園は日米地位協定に基づき基地対策課を介して国、米軍と交渉中で、供用に関してもいくつか制約がある。原則として米軍に優先的に利用する権利があるので、空いているときに使用するというような状況である。米軍の専用使用枠が設定されている。また400メートルトラックについては芝の養生期間なども使用できない。野球場については防球ネットのかさ上げ工事も必要であり、その間、硬式野球は練習のみにとどめていただきたい。テニスコートについては3面のうち2面のみが使用可能である。

使用料金の設定については、市内・市外の設定をし、市外を市内の2倍にするというのは、逗子市立体育館条例の一部改正案と同じである。400メートルトラックについて個人利用は無料、団体は有料となり、同じく市内・市外の料金設定をしている。照明設備の利用料金について、米軍施設であるので調査のために立ち入ることができず、近隣の類似施設の料金を参考に仮置きしているので今後変更する可能性が高いことをご承知おきいただきたい。

第一運動公園の運動施設についても、市内・市外料金を設定し市外を2倍としている。プールと駐車場について変更はない。

減免制度についても、現在の市民団体に対する5割減額部分が廃止になる。また、市民団体の登録条件や更新要件も市立体育館と合わせていく。

池子の森自然公園については、供用開始の日程がはっきりしていないが、今年中に供用開始ができれば、来年1月ごろオープニングイベントを予定している。2、3月にはお試し期間として無料開放を検討している。

副座長 キャンプ場について話は進んでいるのか。

事務局（専任主査） 具体的な説明はできないが、担当課の方で話は進んでいるはずである。ただし、今回の条例改正対象施設より後になる予定だ。

石渡氏 条例の一部改正案についての意見は、8月くらいまでに送ればよいか。

事務局（文化スポーツ課長） 7月19日市民説明会、7月28日からパブリックコメントを予定しているので、出来るだけ早く出していきたい。

上田氏 現場に入ることができないのか。

事務局（文化スポーツ課長） 一般の方は入れない。

松井氏 管理は日本側で行うのか。

事務局（専任主査） 施設管理は日本側で行うので、米軍が利用する場合は事前に利用申請をしてもらうような形になると思う。但しテニスコートについては3面のうち1面は米軍専用の予定である。

上田氏 米軍に入るには、まず個別に登録が必要になるのではないのか。

事務局（専任主査） 供用が始まると、許可された区域までは市民も自由に出入りできるようになる予定である。

座長 条例関係については7月15日くらいまでに意見を出してほしいということによいか。

事務局（文化スポーツ課長） そのように願います。

議題4. その他

座長 議題4の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局（専任主査） チャレンジデーは5月28日に、多くの市民の皆様のご協力を得てお陰様で事故もなく無事終了した。今後も健康維持増進の啓発に努めたい。

逗子市スポーツの祭典については11月15日に予定している。現在、実行委員会の方で検討を進めているが、健常者だけでなく、障がい者、子ども、高齢者など全ての方が楽しめるものにしようと考えている。

座長 ただいまの説明について、ご意見・ご質問等あればご発言をお願いします。

石渡氏 今年度の逗子市スポーツの祭典については、どのあたりまで計画が決まっているの

か。

事務局（専任主査） 会場としては第一運動公園の自由運動広場を拠点として考えている。

その他市内のウォーキング等を実施予定である。来年度以降は池子の森自然公園も含めて考えていく。

座長 他に何か確認したい点などあるか。

<なし>

座長 以上で本日の議題を終了したので「平成 26 年度第 1 回スポーツを楽しむまち返子推進懇話会」を閉会する。

(第 2 回は 10 月ごろ開催予定。あらためて日程調整する。)

以上